

第1158号

AFN-1158

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H29. 2 / 27 (月)

『直系尊属からの暦年課税の財産贈与 20歳以上の受贈者は特例税率適用』

贈与税の確定申告はすでに2月1日から始まっている。贈与税額は、基礎控除額の110万円を差し引いた後に、速算表の課税価格の金額区分に応じた税率を掛けて控除額を差し引いて算出するが、暦年課税の場合は、**2015年1月1日以降に、父母や祖父母などの直系尊属から財産の贈与を受けた人（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限る）の贈与税額は、一般税率ではなく、「特例税率」を適用して計算するので注意したい。**

財産の贈与を受けた年の1月1日現在において20歳以上の子や孫（直系卑属）が父母又は祖父母から贈与を受けた「特例贈与財産」は、「特例税率」を適用する。この場合で、下記の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書又は更正の請求書とともに、財産の贈与を受けた人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要がある。

それは、(1)「特例税率の適用を受ける財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の金額（課税価格）が300万円を超えるとき、(2)「特例税率の適用を受ける財産」と「一般税率の適用を受ける財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額（110万円）を差し引いた後の金額（課税価格）が300万円を超えるとき、となっている。



『雇用保険法改正案を提出 料率引き下げへー厚労省』

厚生労働省は雇用保険法等の一部を改正する法律案を国会に提出した。

改正案で実務的に影響が大きいのは、4月1日から施行が予定されている雇用保険料率の引下げだろう。平成29年度から31年度の時限的な措置として、保険料率を0.8%から0.6%に引き下げる。その結果、一般の事業の場合、被保険者の負担は3/1000、事業主負担は6/1000となる。建設業の場合は、被保険者の負担は4/1000、事業主負担は8/1000となる。

次に育児休業の制度の見直しも重要となるだろう。10月1日施行が予定されている改正案では、原則1歳までである育児休業を6ヵ月延長してもなお保育所に入れない場合等については、更に6ヵ月の再延長が可能となる。子どもが2歳になるまで育児休業の取得が可能となるわけだ。

そのほか、ハローワークや職業紹介事業者等のすべての求人を対象に、一定の労働関係法令違反を繰り返す企業の求人を受理しないことが可能となる（公布から3年以内に施行予定）、求人を行う企業が虚偽の求人申し込みを行った場合に罰則の対象となる（平成30年1月1日施行予定）、募集時と採用時の条件が異なる場合は、求職者に内容明示が義務づけられる（同）。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com